

東京成徳短期大学幼児教育科履修規程

(趣旨)

第1条 東京成徳短期大学幼児教育科（以下「本科」という。）の履修に関する事項については、東京成徳短期大学学則の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(教育課程の編成)

第2条 本科における教育課程は、別表1による専門科目の必修科目、選択必修科目及び選択科目からなり、これを各年次に配当して編成する。

(単位算定の基礎等)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次表の基準により算定する。

授業科目の区分	1単位あたりの授業時間
講義科目	15時間
演習科目	30時間
実習及び実技科目	30～45時間

- 2 授業科目のうち、1年間にわたり継続するものを通年科目と称し、前期又は後期で完結するものを半期科目と称する。
- 3 講義科目のうち、『健康・身体運動科学』については、当該授業による教育効果等を考慮し、1単位あたりの授業時間を30時間とする。
- 4 演習科目のうち、『教職実践演習（幼稚園・保育所）』については、当該授業による教育効果等を考慮し、1単位あたりの授業時間を15時間とする。

(開設授業科目等の公示)

第4条 当該年度に開設する授業科目、単位数、開設期は、原則として学年の始めに公示する。

(履修申請)

第5条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目について、通年科目と前期科目を4月の所定の期間内に、又、後期科目を9月の所定の期間内にそれぞれ履修登録の申請を行わなければならない。

(単位履修制限)

第5条の2 1年間に履修できる単位数は48単位を上限とする。ただし、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得しようとする者の1年間に履修できる単位数は、54単位を上限とする。

(受講制限)

第6条 学長は、特定の授業科目について受講者及び受講者数を制限することができる。

(履修科目等の指定)

第7条 学長は、本科の教育上特に必要と認める場合には、特定の授業科目について、あらかじめ履修すべき科目又は履修すべき年次、開設期を指定することができる。

(成績評価)

第8条 成績は、各科目の到達目標の達成度並びに学修成果が、試験やレポート、提出物、成果発表等の取り組みに基づき、総合的かつ適正・厳格に評価され、次表の評価基準にそって段階づけられる。

評価	区分	評点	GP	評価基準の記述
S	合格	90～100	4.0	当該科目の目的とする内容をほぼ完全に修得し応用力がついたと認められる
A		80～89	3.0	当該科目の目的とする内容を十分に理解し修得したと認められる
B		70～79	2.0	当該科目の目的とする内容をほぼ十分に理解したと認められる
C		60～69	1.0	当該科目の目的とする内容の最低限の理解は得られたと認められる
D	不合格	0～59	0.0	当該科目の目的とする内容の理解に及ばない

*GP（グレード・ポイント）は「各評価段階の得点」を示す。

注1 他の大学・短期大学で修得した単位認定などの評価は「認定」とし、GPAに算入しない。

注2 履修登録した科目について、定められた期間内に「履修取り消し」の手続きをとらず履修放棄した場合はD評価（不合格）とする。

注3 定期試験欠席者や再試験対象者への暫定的な評価について、所定の試験欠席事由により届出し、追試験実施対象となった場合は「追」、再試験対象者となった場合は「再」と表記する。

注4 前項での最終評価は、追試験受験者は上表のいずれか、再試験受験者の評価は「B」、「C」、「D」のいずれかとする。

（GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の算出方法）

第8条の2 学生の学業成績を測る基準として、GPA制度を採用し、その計算方法は以下のとおりとする。

$$GPA = \frac{(S \text{ の単位数} \times 4) + (A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1)}{\text{履修登録科目総単位数}}$$

*小数点第3位以下四捨五入

*分母の総単位数には、不合格科目（評価が「D」）の単位数を含む。

*累計GPAは、入学後に履修した総ての科目についてのGPAを表示する。

*不合格科目となった授業科目を再履修した場合、以前不合格となった授業科目は累計GPA値算出対象外とする。

（成績不振者への特別アドバイスと学業経過観察・退学勧告）

第8条の3 成績不振者に対しては、GPAを目安とする「特別アドバイス制度」及び、成績不振の状態を改善するための「学業経過観察制度」を設ける。なお、「成績不振者」とは休学者を除く、各学年の半期終了時のGPAが1.00未満の者とする。

2 成績不振者は、次の半期の期間、担任もしくは科長から指定された者と面談し、「特別アドバイス」を受けなければならない。

（1）科長は、「特別アドバイス」の実施期間中に、必要と認められた場合は、当該対象者本人並びに保証人に「学業経過観察」の対象となることを通知する。

（2）科長は、「学業経過観察」中に、必要と認められた場合は、当該対象者本人並びに保証人に「厳重注意」を通知する。「厳重注意」が2期以上連続した場合、教授会の意見を聴いて、学長が「退学勧告」を行うことがある。

3 前2項に定めるもののほか、成績不振者への特別アドバイス、学業経過観察及び退学勧告の実施に関し必要な事項は別に定める。

（教育職員免許状の取得）

第9条 教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）を取得しようとする者は、教育職員免許法に基づき、別表2に掲げる単位数を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に関する授業科目は、別表2、3、4、及び5のとおりとする。

(保育士資格の取得)

第10条 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に基づき、別表6に掲げる単位数を修得しなければならない。

2 保育士資格の取得に関する授業科目は、別表7、8及び9のとおりとする。

(細目)

第11条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、本科の教育課程の履修に関する必要な事項については、教授会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。ただし、2010年度1年次入学者から適用し、2010年3月31日に幼稚教育科に在学する者は、「東京成徳短期大学幼稚教育科履修要領」による。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。ただし、2011年度1年次入学者から適用し、2011年3月31日に幼稚教育科に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。ただし、2014年度1年次入学者から適用し、2014年3月31日に幼稚教育科に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。ただし、2019年度1年次入学者から適用し、2019年3月31日に幼稚教育科に在学する者は、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、第8条及び第8条の3に規定する成績評価基準、成績不振者への特別アドバイスと学業経過観察・退学勧告は、2019年4月1日に在学する者から適用する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から適用する。ただし、別表5の免許法施行規則第66条の6に定める科目区分のうち、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」については、2022年度1年次入学者から適用し、2022年3月31日に幼稚教育科に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。ただし、2023年度1年次入学者から適用し、2023年3月31日に幼稚教育科に在学する者は、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項表中の評価基準の記述、第8条の3第1項のなお書きで定める成績不振者の定義、同条第2項及び第3項の改正規定は、2023年4月1日に在学する者から適用する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。ただし、2024年度1年次入学者から適用し、2024年3月31日に幼稚教育科に在学する者は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。ただし、2025年度1年次入学者から適用し、2025年3月31日に幼稚教育科に在学する者は、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項、同条第3項及び第4項の改正規定は、2025年4月1日在学する者から適用する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第8条の3 第1項 第1号 及び 第2号の改正規定は、2025年4月1日在学する者から適用する。

別表1 幼児教育科授業科目

授業科目 の区分	授業科目	単位数		備 考
		必修	選択	
必 修 科 目	幼児教育基礎演習	1		必修科目 9 単位を修得すること
	課題研究 A	1		
	課題研究 B	1		
	保育者論	2		
	教育原理	2		
	保育カリキュラム論	2		
選 択 必 修 科 目	日本国憲法		2	選択必修科目の中から 10 単位以上を修得すること
	情報機器の操作		2	
	健康・身体運動科学		1	
	身体運動とスポーツ		1	
	外国語コミュニケーション		2	
	心理学		2	
	音楽表現 B		1	
	造形表現 B		1	
	幼児英会話 A		1	
	幼児英会話 B		1	
選 択 科 目	幼児音楽		1	選択科目の中から 43 単位以上を修得すること
	幼児造形		1	
	教職実践演習（幼稚園・保育所）		2	
	教育実習		4	
	教育実習指導		1	
	教育相談の基礎と方法		2	
	健康領域指導法演習		1	
	言葉領域指導法演習		1	
	音楽領域指導法演習		1	
	造形領域指導法演習		1	
	環境領域指導法演習		1	
	人間関係領域指導法演習		1	
	保育指導法演習		2	
	音楽表現 A		1	
	幼児体育（運動あそび）		1	
	幼児体育（身体表現）		1	
	子どもの健康と保健		2	
	保育原理		2	
	子ども家庭福祉		2	
	児童文化		2	
	造形表現 A		1	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養		2	
	社会的養護 I		2	
	社会的養護 II		1	
	発達心理学		2	
	子どもの理解と援助		1	
	乳児保育 I		2	
	乳児保育 II		1	
	乳児保育演習		1	
	社会福祉		2	
	子ども家庭支援論		2	
	子育て支援		1	
	保育実習 I		4	
	保育実習 II		2	
	保育実習 III		2	
	保育実習指導 I		2	
	保育実習指導 II		1	
	保育実習指導 III		1	
	保育内容総論		1	
	青年心理学		2	

選 択 科 目	乳幼児心理 A	1	(演習)	
	乳幼児心理 B	1	(演習)	
	音楽演習 A	1	(演習)	
	音楽演習 B	1	(演習)	
	造形演習 A	1	(演習)	
	造形演習 B	1	(演習)	
	障害児保育	2	(演習)	
	在宅保育	2	(講義)	
	比較児童文化演習	1	(演習)	
	幼児と人間関係	2	(講義)	
	子どもの文化と言葉	2	(講義)	
	特別支援教育	1	(演習)	
	幼児理解の理論及び方法	2	(講義)	
	子ども家庭支援の心理学	2	(講義)	

別表2 教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状）取得に必要な科目及び単位数

領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	免許状施行規則第66条の6に定める科目	免許状取得基礎資格
別表3の科目 15単位	別表4の科目 22単位	別表5の科目 8単位	短期大学士
計 45 単位			

別表3 領域及び保育内容の指導法に関する科目【幼稚園教諭二種免許状】

免許法施行規則に定める科目及び単位数	本学が開設する授業科目	単位数	備考
		必修	
領域に関する専門的事項 12単位	子どもの健康と保健	2	本学が開設する授業科目 15単位
	幼児と人間関係	2	
	子どもの文化と言葉	2	
	幼児体育（身体表現）	1	
	幼児造形	1	
	健康領域指導法演習	1	
	人間関係領域指導法演習	1	
	環境領域指導法演習	1	
	造形領域指導法演習	1	
	言葉領域指導法演習	1	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む） 免許法による修得単位	音楽領域指導法演習	1	
	保育内容総論	1	
免許法による修得単位	12単位	本学の修得単位	15単位

別表4 教育の基礎的理解に関する科目等【幼稚園教諭二種免許状】

免許法施行規則に定める科目区分		本学が開設する授業科目	単位数	備考
免許法による科目	単位数		必修	
教育の基礎的理解に関する科目	6 単位	教育原理	2	本学が開設する授業科目 22 単位
		保育者論	2	
		発達心理学	2	
		特別支援教育	1	
		保育カリキュラム論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4 単位	保育指導法演習	2	本学が開設する授業科目 22 単位
		幼児理解の理論及び方法	2	
		教育相談の基礎と方法	2	
教育実践に関する科目	7 単位	教育実習指導	1	本学が開設する授業科目 22 単位
		教育実習	4	
		教職実践演習（幼稚園・保育所）	2	
免許法による修得単位	17 単位	本学の修得単位	22 単位	

別表5 免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	本学が開設する授業科目	単位数	備考
日本国憲法	2 単位	日本国憲法	2	本学が開設する授業科目 8 単位
体育	2 単位	健康・身体運動科学	1	
		身体運動とスポーツ	1	
外国語コミュニケーション	2 単位	外国語コミュニケーション	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 単位	情報機器の操作	2	
免許法による修得単位	8 単位	本学の修得単位	8 単位	

別表6 保育士資格の取得に必要な科目及び単位数

資格の種類	保育士資格必修科目	保育士資格選択必修科目	保育士資格教養科目
保育士	別表7の科目 33科目 52単位	別表8の科目のうち「保育実習Ⅱ」及び「保育実習指導Ⅱ」、又は「保育実習Ⅲ」及び「保育実習指導Ⅲ」のいずれか計3単位、その他の科目より計6単位以上、合計9単位以上	別表9の科目のうち「健康・身体運動科学」及び「身体運動とスポーツ」を含む8単位以上
合計 69 単位以上			

別表7 保育士資格必修科目

児童福祉法施行規則による科目				本学が開設する授業科目				備考
		左に対応して開設されている教科目	授業形態	開設単位数	授業時間数			
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	本学が開設する授業科目 52単位
	教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30	
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30	
	社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30	
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	講義	2	30	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30	
	子どもの保健	講義	2	子どもの健康と保健	講義	2	30	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2	60	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育カリキュラム論	講義	2	30	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	30	
	保育内容演習	演習	5	健康領域指導法演習	演習	1	30	
				人間関係領域指導法演習	演習	1	30	
				環境領域指導法演習	演習	1	30	
				造形領域指導法演習	演習	1	30	
				言葉領域指導法演習	演習	1	30	
				音楽領域指導法演習	演習	1	30	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	30	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	30	
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30	
	障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2	60	
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	30	
	子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	30	
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽表現A	演習	1	30	
				造形表現A	演習	1	30	
				幼児体育(運動あそび)	演習	1	30	
				幼児体育(身体表現)	演習	1	30	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ	実習	4	180	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	演習	2	60	
総合演習	保育実践演習	演習	2	教職実践演習 (幼稚園・保育所)	演習	2	30	
告示による開設及び修得単位			51 単位	本学の開設及び修得単位			52 単位	

別表8 保育士資格選択必修科目

児童福祉法施行規則による科目					本学が開設する授業科目				
系列	教科目	授業形態	開設単位数	修得単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	開設単位数	授業時間数	履修方法等
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15単位以上	6単位以上	幼児理解の理論及び方法	講義	2	30	本学が開設する授業科目のうち、「保育実習II」及び「保育実習指導II」、又は「保育実習III」及び「保育実習指導III」のいずれか計3単位、その他の科目より計6単位以上、合計9単位以上	
保育の対象の理解に関する科目				乳幼児心理A	演習	1	30		
保育の内容・方法に関する科目				乳幼児心理B	演習	1	30		
				青年心理学	講義	2	30		
				保育指導法演習	演習	2	60		
				乳児保育演習	演習	1	30		
				児童文化	講義	2	30		
				造形演習A	演習	1	30		
				造形演習B	演習	1	30		
				音楽演習A	演習	1	30		
				音楽演習B	演習	1	30		
保育実習	保育実習II	実習	2	3単位以上	保育実習II	実習	2	90	本学が開設する授業科目のうち、「健康・身体運動科学(講義)」及び「身体運動とスポーツ(実技)」を含む8単位以上
	保育実習指導II	演習	1		保育実習指導II	演習	1	30	
	保育実習III	実習	2		保育実習III	実習	2	90	
	保育実習指導III	演習	1		保育実習指導III	演習	1	30	
告示による開設及び修得単位			18単位以上	9単位以上	本学の開設及び修得単位	21単位	/		

別表9 保育士資格教養科目

告示による科目					本学が開設する授業科目					
系列	教科目	授業形態	開設単位数	修得単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	開設単位数	授業時間数	履修方法等	
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6単位以上	6単位以上	日本国憲法	講義	2	30	本学が開設する授業科目のうち、「健康・身体運動科学(講義)」及び「身体運動とスポーツ(実技)」を含む8単位以上	
					心理学	講義	2	30		
					情報機器の操作	講義	2	30		
					幼児音楽	演習	1	30		
	外国語	演習	2以上		比較児童文化演習	演習	1	30		
					外国語コミュニケーション	演習	2	60		
					健康・身体運動科学	講義	1	30		
告示による開設及び修得単位			10単位以上	8単位以上	身体運動とスポーツ	実技	1	30		

※日本国憲法、情報機器の操作、外国語コミュニケーション、健康・身体運動科学（講義）及び身体運動とスポーツ（実技）は幼稚園

教諭免許必修科目